

令和4年9月

お客様各位

兵庫信用金庫

## カードローン「ひょうしんシルバーきゃっする契約規定」等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和4年9月20日（火）より、信金ギャランティ株式会社保証付き商品「カードローンひょうしんシルバーきゃっする」の契約規定および保証委託約款を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用となりますので、予めご了承ください。

### 記

#### 1. 改定を行う規約規定等

- (1) カードローン契約規定【新旧対照表別紙】
- (2) 保証委託約款【新旧対照表別紙】

#### 2. 主な改定事項

- (1) 新システム移行に伴う、約定返済の算出基準日の変更
- (2) 期限の利益喪失条項の変更（全額返済義務の条項より「相続の開始」を削除）

#### 3. 改定日

令和4年9月20日（火）

【本件内容に関するお問い合わせ先】

お取引店またはお近くの店舗までお問い合わせください。

以上

「カードローンひょうしんシルバーきゃっする」契約規定および保証委託約款

新旧対照表…改定箇所のみ抜粋

(朱色部分変更)

新	旧								
<p><b>契約規定</b></p> <p>第1条（取引方法）～第3条（貸越極度額と利用限度額）（同左）</p> <p>（新規貸越の停止）</p> <p>第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。</p> <p>③借主の信用状況に関する金庫及び保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>④借主が死亡したとき。</u></p> <p>2.（同左）</p> <p>3.（同左）</p> <p>第5条（貸越金利息・損害金）（同左）</p> <p>（定例返済）</p> <p>第6条 借主は、毎月の約定返済日（金庫の休日の場合は翌営業日）に、標記貸越極度額に応じ、次に定める金額を返済します。ただし、貸越極度額を変更したときは、変更後の貸越極度額に応じた金額を返済します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">貸越極度額</th> <th style="width: 80%;">約定返済額（損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">10千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>前月の末日現在</u>に貸越残高がない場合は、約定返済は行いません。</p> <p>3. <u>前月の末日現在</u>の貸越元金残高と当月の約定返済日の前日までの利息の合計額が約定返済額に満たない場合はその合計額を、第1項にかかわらず返済額とします。</p> <p>4.（同左）</p> <p>5.（同左）</p>	貸越極度額	約定返済額（損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）	50万円	10千円	<p><b>契約規定</b></p> <p>第1条（取引方法）～第3条（貸越極度額と利用限度額）（略）</p> <p>（新規貸越の停止）</p> <p>第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。</p> <p>③借主の信用状況に関する金庫及び保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>2.（略）</p> <p>3.（略）</p> <p>第5条（貸越金利息・損害金）（略）</p> <p>（定例返済）</p> <p>第6条 借主は、毎月の約定返済日（金庫の休日の場合は翌営業日）に、標記貸越極度額に応じ、次に定める金額を返済します。ただし、貸越極度額を変更したときは、変更後の貸越極度額に応じた金額を返済します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">貸越極度額</th> <th style="width: 80%;">約定返済額（損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">10千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前月の約定返済日に貸越残高がない場合は、約定返済は行いません。</p> <p>3. <u>当月の約定返済日</u>の前日の貸越元金残高と当月の約定返済日の前日までの利息の合計額が約定返済額に満たない場合はその合計額を、第1項にかかわらず返済額とします。</p> <p>4.（略）</p> <p>5.（略）</p>	貸越極度額	約定返済額（損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）	50万円	10千円
貸越極度額	約定返済額（損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）								
50万円	10千円								
貸越極度額	約定返済額（損害金、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）								
50万円	10千円								

新	旧
<p>第7条（貸越元利金等の自動支払）（同左）</p> <p>（任意返済）</p> <p>第8条 第6条および第7条による貸越元利金等の約定返済のほか、借主はいつでも貸越元金に限り任意の金額を返済（以下「任意返済」という）できるものとします。なお、この返済を行った場合においても第6条および第7条による貸越元利金等の約定返済は通常通り行うものとします。</p> <p>2. 前項の任意返済は、第6条および第7条によらず借主が直接金庫の店頭に申込むか、ATMを使用する方法により行うものとします。</p> <p><u>3. 貸越元金を超える金額を入金した場合は、貸越元金相当額について貸越金の弁済に充当し、それを超える金額については返済用預金口座へ入金することができるものとします。</u></p> <p>第9条（諸費用の自動支払）（同左）</p> <p>（期限前の全額返済義務）</p> <p>第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>①保証会社から保証に中止または解約の申出があったとき。</p> <p>②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2.（同左）</p> <p>3.（同左）</p> <p>第11条（反社会的勢力の排除）～第23条（合意管轄）（同左）</p>	<p>第7条（貸越元利金等の自動支払）（略）</p> <p>（任意返済）</p> <p>第8条 第6条および第7条による貸越元利金等の約定返済のほか、借主はいつでも貸越元金に限り任意の金額を返済（以下「任意返済」という）できるものとします。なお、この返済を行った場合においても第6条および第7条による貸越元利金等の約定返済は通常通り行うものとします。</p> <p>2. 前項の任意返済は、第6条および第7条によらず借主が直接金庫の店頭に申込むか、ATMを使用する方法により行うものとします。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第9条（諸費用の自動支払）（略）</p> <p>（期限前の全額返済義務）</p> <p>第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>①保証会社から保証に中止または解約の申出があったとき。</p> <p>②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>⑥借主に相続の開始があったとき。</u></p> <p>2.（略）</p> <p>3.（略）</p> <p>第11条（反社会的勢力の排除）～第23条（合意管轄）（略）</p>

新	旧
<p><b>保証委託約款</b> (前文) (同左)</p> <p>第1条 (委託の範囲) ~ 第5条 (求償権) (同左)</p> <p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。 ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。 ③租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。 ⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。 ⑥原契約または本契約の条項に違反したとき。 ⑦その他債権保全のため貴社が認めたとき。</p> <p>2. (同左)</p> <p>第7条 (弁済の充当順序) ~ 第14条 (管轄裁判所の合意) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>保証委託約款</b> (前文) (略)</p> <p>第1条 (委託の範囲) ~ 第5条 (求償権) (略)</p> <p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。 ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。 ③租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④相続の開始があったとき。 ⑤弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。 ⑥住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。 ⑦原契約または本契約の条項に違反したとき。 ⑧その他債権保全のため貴社が要と認めたとき。</p> <p>2. (略)</p> <p>第7条 (弁済の充当順序) ~ 第14条 (管轄裁判所の合意) (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>